

平成 29 年 8 月 28 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市情報公開審査会

会 長 玉 巻 弘 光

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

平成 29 年 5 月 25 日付けで諮問された行政文書一部公開決定に対する審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 28 年 12 月 9 日の環境アセスメント説明会における都市計画課長の発言の根拠となる文書、図面、記録電磁情報等全てについて、厚木市長（以下「実施機関」という。）は、再度、請求対象文書を特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成 29 年 1 月 11 日付けで、厚木市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して、本件行政文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、厚木市中間処理施設候補地等検討委員会会議録及び中間処理施設候補地に係る報告書（以下「本件行政文書」という。）を請求対象文書と特定した上で、中間処理施設候補地に係る報告書には条例第 7 条第 1 号に該当する部分があるとして、平成 29 年 1 月 25 日付けで一部公開とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成 29 年 3 月 17 日付けで、本件処分に不服があるとして、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分で公開された行政文書は都市計画課長の発言の根拠となる文書ではないため、本件行政文書以外の都市計画課長の発言を裏付ける文書の公開を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人提出の審査請求書、反論書及び審査会における口頭での主張を総合すると、審査請求理由は次のとおりである。

ア 本件行政文書は、環境アセスメント説明会における都市計画課長の発言の根拠となる文書とはなりえない。

イ 厚木市中間処理施設候補地等検討委員会会議録については、都市計画課長の発言の一部のみが関連付けられているが、中間処理施設候補地に係る報告書に至っては、都市計画課長の発言の根拠は何一つ示されていない。

ウ 都市計画課長の発言の根拠となる文書とは、反論書の証拠資料 1 で示したように、都市計画上の観点から検討が行われ、選定に至る都市計画の根拠が明確に示されている資料をいうものである。

エ 厚木市でも都市計画課長が会議に出席して発言している以上、その発言の根拠となる行政文書は、必ず存在するはずである。

オ 厚木市中間処理施設候補地等検討委員会会議録としての行政文書に含まれる会議資料（以下「会議資料」という。）については、本件公開請求とは別に既に開示を受けており、都市計画課長の発言の根拠となる文書ではないことを確認済みであるため、本件行政文書及び会議資料以外の都市計画課長の発言を裏付ける文書の公開を求める。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は平成 16 年度に開催された厚木市中間処理施設候補地等検討委員会（以下「本件検討委員会」という。）の会議録及び本件検討委員会での検討結果を踏まえてまとめられた中間処理施設候補地に係る報告書である。

本件行政文書は、金田地区を含む全ての候補地における法的規制、将来計画等について、所管課の観点から検討を実施した本件検討委員会の会議録及びその検討結果をまとめた中間処理施設候補地に係る報告書により構成されている。

(2) 非公開部分について

本件行政文書のうち、中間処理施設候補地に係る報告書については、条例第 7 条第 1 号に該当する個人の氏名が記載されていたため、一部非公開としている。

(3) 請求対象文書について

審査請求人は、「平成 28 年 12 月 9 日の環境アセスメント説明会における都市計画課長の発言の根拠となる文書、図面、記録電磁情報等全て」を請求している。

平成 28 年 12 月 9 日の環境アセスメント説明会における都市計画課長の発言は、平成 16 年度に開催された本件検討委員会における、金田地区を含む建設候補地全ての都市計画上の検討結果を踏まえたものであり、本件検討委員会は、金田地区を含む全ての候補地における法的規制、将来計画等について、所管課の観点から検討するものであり、当時の都市計画課長も委員として出席し、都市計画上の観点から意見を述べている。

その意見は、厚木市中間処理施設候補地等検討委員会会議録に記録され、また、全部で 5 回開催された本件検討委員会の検討結果については、中間処理施設候補地に係る報告書にまとめられた。

その後、平成 20 年度から平成 22 年度までに開催された厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討委員会においても、金田地区の都市計画上の法的規制、将来計画等に変更がないことから、本件検討委員会における検討結果は継承されるものであった。

このことを踏まえ、都市計画課長は、平成 28 年 12 月 9 日の環境アセスメント説明会において、都市計画上の観点から発言をしたのであり、本件行政文書が請求対象文書であり、これ以外には審査請求人が主張する行政文書は存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件公開請求について

本件公開請求は、平成 28 年 12 月 9 日の環境アセスメント説明会において、都市計画課長が発言した根拠となる文書、図面、記録電磁情報等全てについて公開が求められたものである。

本件公開請求に対して、実施機関は、都市計画課長の発言の根拠となる請求対象文書を本件行政文書と特定した上で本件処分を行ったところ、審査請求人は、本件行政文書は都市計画課長の発言の根拠と

なる行政文書ではないとして、改めて公開決定を求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討を行う。

(2) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び口頭陳述において、公開請求に係る行政文書の特定の在り方について不服を述べているものと認められる。

審査請求人は、本件請求に当たり、行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）において「平成28年12月9日の環境アセスメント説明会における都市計画課長の発言の根拠となる文書、図面、記録電磁情報等全て」を公開請求の内容としていることを理由に、審査請求書及び反論書において、本件行政文書は都市計画課長の発言の根拠となるものではないため、本件行政文書及び会議資料以外の都市計画課長の発言の根拠となる文書、図面、記録電磁情報等全ての公開を求める旨主張する。これに対して、実施機関は、平成28年12月9日の環境アセスメント説明会における都市計画課長の発言は、平成16年度に開催された本件検討委員会における、金田地区を含む建設候補地全ての都市計画上の検討結果を踏まえたものであり、当該検討結果は、原則として現在まで継承されるものであることから、本件行政文書を請求対象文書として特定したと主張しており、審査請求人と実施機関との間で認識に相違があったことが認められる。

条例第6条には、公開請求は、行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した公開請求書を実施機関に提出しなければならない旨が規定されているが、公開請求をする者（以下「請求者」という。）が必ずしも行政文書の詳細を把握しているわけではないため、どのようにその特定を行っているか当審査会において確認したところ、請求者が来庁した場合には、原則として、公開請求に係る請求対象文書を特定するために必要な事項を聴取し、請求対象文書の存在等の確認及び具体的な特定を行っているとのことである。本件請求に当たっては、行政文書の特定のために、実施機関の職員が必要な事項を聴取しようとしたが、審査請求人に断られたと説明しており、そのことを審査請求人も当審査会において認めている。こ

のことから、少なくとも、自ら開示を求める行政文書の内容について実施機関に対して具体的に説明し、対象文書の特定に協力する意思が審査請求人に十分にあったとは認められないため、請求対象文書に関する認識に相違が生じてしまったものであると思料できる。

このことからすると、本件処分については、実施機関と審査請求人との間で、本件請求で公開を求めているものについての認識に食い違いがあり、実施機関と審査請求人との確認事項の記録などが見られない以上、本件請求の趣旨を十分に踏まえた上で、実施機関において請求対象文書の特定が行われたものとは認めがたい。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会としては、本件行政文書として特定されるべき文書には厚木市中間処理施設候補地等検討委員会会議録に添付されている会議資料も含まれるものとして公開の可否の決定が行われるべきであったと判断するが、7月5日開催の審査会において審査請求人から意見を聴取したところ、審査請求人は当該資料については公開を求める意思を有してはいなかったと述べたので、原処分のこの点に関する不備は不問とするものの、実施機関には請求対象文書の範囲についてはより一層慎重に判断されたい。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 5 月 25 日	実施機関から諮問を受けた。
6 月 14 日	実施機関から行政文書一部公開決定について、理由を聴取した。
7 月 5 日	審査請求人から意見を聴取した。
7 月 27 日	実施機関から行政文書一部公開決定について、理由を聴取した。 審議

厚木市情報公開審査会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	玉 卷 弘 光	学識経験者
会長職務代理者	佐 藤 光 輝	学識経験者
	葦 澤 康 幸	学識経験者
	青 木 幸 恵	学識経験者
	石 井 勝	学識経験者